

# 平安貴族の勤仕の「場」と装束

— 着替えを中心に —

孟 瑜  
(2016年10月6日受理)

Workplaces and Clothing of Heian Nobles:  
Examination of the Situational Changing of Clothes

Yu Meng

**Abstract:** *Sokutai* (束帯) was a compulsory dress code for the attendance of any ceremony or meeting conducted by the government. It was developed after the 10<sup>th</sup> century, along with several other national customs. Although *sokutai* was a normal dress code for nobles during the Heian Period (794-1185) in Japan, nobles dressed differently according to their rank and the place of the event. Therefore, there were many different types of clothing designated for nobles to wear in various situations. The main types of the clothes they wear consist of *sokutai*, *noushi* (直衣), *houko* (布袴) and *ikan* (衣冠). This article discusses the ways that nobles dressed accordingly to their rank the attire designated in the place of event or workplace, and the ways they changed their clothes when they realized they were wearing unsuitable clothing compared with others at the Imperial Palace. An examination of ancient history in Japan verified that nobles wore different types of attire based on the function of their work.

Key words: Heian Nobles, Change of Clothes, “*Sokutai*”, “*Noushi*”, “*Shukusho*”  
キーワード：平安貴族，着替え，束帯，直衣，宿所

## はじめに

日本古代の服制の確立は大宝元（701）年に施行された大宝令衣服令においてであった。この時点で日本の服制（礼服・朝服）と位色の体系は唐制を準用したものとなった。養老2（718）年には大宝律令を修正した養老律令が完成し、天平宝字元（757）年に施行されたが、同衣服令の服制と位色の規定は、大宝令衣服令の規定と大差なかった。しかし8世紀末に新羅との朝貢強要外交を解消し、9世紀に入って唐を頂点とする東アジア国際秩序から離脱する方向に転じていく

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：下向井龍彦（主任指導教員）、畠中和生、  
由井義通、竹村信治、鈴木理恵

と<sup>①</sup>、服制についても唐制を標準とする規制が緩和され、服制の国風化がはじまった。それを決定づけたのが、寛平6（894）年の遣唐使廃止であり、10世紀に入ると国風化の動きはいっそうすすみ、貴族たちの服装として束帯などが生まれた。束帯は衣服令の朝服を、四季があり湿度が高い日本の風土や貴族の生活様式にあわせて寛闊化させたもので、位階による身分序列を視覚的に表現するため位によって色が定められている点では（位色・位袍）、衣服令の朝服の身分序列表示機能をそのまま継承している。貴族官人は、朝廷の儀式・行事・政務に原則として位袍の束帯を着用して出席し、位の順番に列立して着座した<sup>②</sup>。

このように位袍の束帯が平安貴族の公服の基本であったが、平安貴族はその地位により、また、場面により、異なる服装を着用した。そのため貴族の服装には、多様な種類の服装が存在した。主な服装は、束帯・

布袴・衣冠・直衣・布衣であった。東帯は公式の正装であり、東帯の略装ともいべき布袴・衣冠は東帯を着用しない場合の公服、直衣は私服、布衣は普段着、と理解されている。公的な場面では、位色の東帯（位袍）の着用が原則であったが、身分や官職に応じて服装に関する規制があった（たとえば禁色勅許<sup>③</sup>・雑袍勅許<sup>④</sup>）。私的な場面でも、邸宅内の起居、訪問、祭列見物、遊覧、寺社参詣など、それぞれの状況に応じて、対面する相手、集まる人々との身分関係や職掌・血縁などによって、衣服を選ぶ必要があった。

ところが、さまざまな場面で異なる服装を着る貴族の着替えの実相について、正面から検討を加えた研究は存在しない。そこで本稿では、貴族たちが内裏を中心に勤務する時にどのような服装を着用していたのか、勤務の性質や勤務する場所によって異なる服装について、古記録にみえる、様々な場面で貴族が服装を着替えている事例を通して、その実態を明らかにしたい。

以下、引用史料中の〈〉は割書、/は改行を示し、()と下線は筆者の補足である。

## 1. 「場」と装束

### 1-1. 参内の装束

古記録の記事に「為参内為東帯」（『御堂関白記』寛弘8（1011）年6月14日条）、「依参内東帯」（『小右記』治安元（1021）年8月21日条）、「予東帯了申刻参内」（『後二条師通記』寛治4（1090）年11月9日条）などがあるように、貴族たちは自邸から参内するとき、正装の東帯を着て乗車して参内し、通用門である陽明門で下車して徒歩で参入した。このような事例は枚挙にいとまがない。貴族たちは原則として参内するときには東帯でなければならなかったのである。

参内における東帯着用場面について興味深い事例がある。『小右記』寛弘2（1005）年11月23日条に、「菅相公来、為参内東帯間、依可経時刻、为令補老人気上、羞魚子、其後良久話談、相俱参内」という記事がある。この日は参議菅原輔正が参内の途中に権大納言藤原実資邸に誘いに来た。実資は参内するため東帯に着替えている最中であった。着替えには時間がかかり、待たせて老人の輔正の気分が悪くなってはいけないので、簡単な食物（魚子）をすすめた。東帯を着終わってしばらく談話してから連れ立って参内した。待って貰っている間、食物を用意するほど、東帯着用には時間がかかるのである。東帯の皆具は、大口・表袴をはき襪をつけ、単衣・袴・下襲・半臂・袍（表衣）と着重ねて石帯で腰を束ね、冠をかぶる。このような東帯の構

成から着替えに時間がかかるのは当然であろう。

また、『小右記』万寿元（1024）年11月28日条に、「右大弁重尹来、依可参内欲東帯之程不能相逢、今日可候不堪定由昨日示遣、依其事所来也、示可早参内由了、其後参内」とある。右大弁源重尹が右大臣実資邸に、前日実資から連絡を受けた今日予定されている不堪個田定について打ち合わせをしたいとやってきたが、いま東帯に着替えている最中だから先に参内しておくように伝えた。やはり、東帯に着替えるには相当時間がかかるようだ。

東帯に着替えるには時間がかかるだけでなく、きちんと着こなすのはなかなか難しかった。『小右記』寛仁2（1018）年11月1日条では、春日祭使出立の宴に祭使源実基の父権中納言経房から懇切に招かれた実資養子参議資平（実基叔父）は、「堅根」（腫れ物）ができてきちんと着こなせていない東帯姿で出立所（経房邸）に出かけている。

参内時の服装は原則として「東帯」でなければならなかったが、特別の場合は、直衣を着用して参内した。『小右記』寛弘2（1005）年11月20日条に「左府参内、〈着直衣、〉相逢宮内省坤角、権中納言・大蔵卿相従」とある。同15日に内裏が焼亡したが、左大臣道長は内裏焼亡という緊急事態に騎馬で「直衣」を着して待賢門から参内した。騎馬・直衣での参内は禁じられていたが、道長は焼亡後の混乱をすみやかに鎮静させたかったので、禁制を無視して騎馬参内したのであった。

また、『中右記』嘉保元（1094）年10月25日条に「晝暫帰家、遂電参内、公卿多被参内、於殿下御直廬有僉議、〈公卿直衣、〉但依为重日明日可有陣定由、被仰下了。」とある。この前日堀河殿内裏の紫宸殿と清凉殿が焼亡した。この日公卿たちは直衣を着して参内し、直衣を着したまま関白師通の殿下直廬で対策会議を開いた。内裏焼亡という緊急事態に直衣で参内し、殿下直廬という私的空間での公卿議定を直衣で行うことに問題はなかったのである。翌26日条には「午時許公卿多以参集、〈東帯、〉於殿上有此定、関白殿〈直衣、〉御坐御倚子前」とあり、公卿たちは「東帯」を着て内裏に参集し、東帯姿で殿上議定を行っている。堀河院内裏焼亡の翌日には公卿たちは通常どおり東帯で参内し、東帯で公卿議定を行ったのである。

以上の二つの記事から、参内する時は東帯が原則であったが、内裏焼亡など特別な事情のある場合は急いで参内するため、また参内して軽快に動くために、着用に東帯ほど時間がかからない直衣を着用することが黙認されていたことがわかった。

さて、院政期になると日常的に直衣での参内が認められるケースが登場する。まず摂関・摂関家子弟等に

直衣での参内を勅許する「直衣宣旨」が特権的に与えられ<sup>6)</sup>、摂関は日常的に直衣で参内するようになった。

また公卿が院使として参内するとき、東帯ではなく直衣で参内するようになった。『中右記』嘉承2(1107)年5月23日条に、「巳時許院有召、着直衣参仕、…被仰事、…則参内申此旨、又令申御返事等参院申、則帰参奏御返事、此間人々多以参集、於直廬着東帯参殿上、…公卿十四人参集、未刻事(=最勝講結願)始」とある。すなわち、権中納言藤原宗忠は白河院の召しによって直衣を着て院に参仕し、院使として院と内裏(大炊殿)の間を往反したが、天皇御前で行われる最勝講に参列するため、内裏の自分の直廬で東帯に着替えて殿上に参った、という。

この記事でまず注目したいのは、権中納言宗忠が「直衣」を着て院御所と内裏との間を往反している点である。院政期になって、摂関・公卿・院近臣・院司らは直衣で参院することが増え(東帯で参院することも多いが)、院使として参内するときは直衣を着用している。院の特別な地位・待遇が、院使の参内装束にもあらわれている。この記事で次に注目したいのは、摂関だけでなく宗忠ら公卿も内裏内に「直廬」(宿所)をもっていたことである。この点は後で詳しく検討するが、公卿らは直廬でその日の儀式・行事・任務にあわせて直衣から東帯、東帯から直衣に着替えていたのである。

なお、禁色勅許・雑袍勅許について、禁色=青色の袍の東帯や雑袍=直衣を着用して参内することが勅許されていたと誤解されているむきがあるが<sup>6)</sup>、清涼殿で天皇に奉仕したり殿上の間で宿直したりするときに、蔵人が禁色=青色袍の東帯、公卿・殿上人が雑袍=直衣を着用することが勅許されているということであって、禁色や雑袍で参内することが許されているわけではない。参内は原則として位袍の東帯だった。

### 1-2. 殿上の間での装束

殿上の間は、公卿・殿上人が天皇に奉仕するときの控室であり、宿直する部屋であった。公卿・殿上人の殿上の間での装束をみてみよう。まずは摂政藤原道長が東帯姿で殿上に参上している記事である。

『小右記』寛仁元(1017)年11月22日条に、「今日新嘗会、仍参内、(申刻、)諸卿未参、摂政東帯参上殿上云々」とある。道長は申刻ごろまでは直廬にいたのであろうが、新嘗祭に奉仕するため直廬で東帯に着替えて殿上の間で待機していたのである。ここで道長は殿上で東帯を着ているが、それは摂政が殿上の間では東帯でなければならなかったからではなく、新嘗祭に東帯で奉仕するためだからであった。

次の記事を見てみよう。『小右記』寛弘2(1005)年

2月8日条に、「未刻許参内、同刻終大蔵省并大哥所焼亡云々、仍参上殿上、此間左大臣(道長)着直衣参入、源中納言(俊賢)・右大弁(藤原行成)・大蔵卿(藤原正光)等参入、左府暫在侍所、依火事非所参入、為定申今上男一親王(敦康親王)御対面并女一親王(脩子内親王)着裳事所参入云々、左府候御前、先是右頭中将取硯・統紙等置御前、次左府参御前、着直衣、白昼於御前定申雑事、事涉平懐、右頭中将執筆云々、申刻許退出」とある。権中納言藤原実資が参内中に大蔵省が焼亡したというので、実資が殿上に参上したところ、左大臣道長が「直衣」を着て入ってきた。道長はしばらく殿上にいて、「火事だから参内したのではない、敦康親王の御対面と脩子内親王の着裳をどうするか定めるために参内したのだ」と言った。道長はそれまで御前にいたのだった。そう言って道長は「直衣」のまま御前に戻っていった。直衣を着たまま白昼に御前で「御対面・着裳雑事」を定めるとは、無遠慮にもほどがある、と実資は思った<sup>7)</sup>。

さてここで実資は、道長が、直衣のまま殿上の方に現れたこと、また直衣を着て御前で親王御対面・内親王着裳雑事という公事を定めることにあきれている。殿上は、公卿・殿上人が宿衣で宿直する部屋であるから、直衣で殿上に参上すること自体が禁じられているわけではない。白昼、道長が直衣で殿上の方に入ってきたことを実資は咎めているのである。直衣は、夜間、殿上で宿直するときに着る宿直衣だったことがわかる。同時に、摂政といえども、殿上では本来なら白昼は東帯でなければならないことも暗示している。

一方道長は、天皇と自身のミウチのことを定めるのだから直衣で差し支えないとみなし、それを殿上の方に控えている公卿たちに見せつけているのである。公事は東帯という宮廷社会の通念を道長はあえて打ち破り、天皇を後見する摂関・内覧は天皇に内々に奉仕する際には直衣着用という新儀を打ち立てようとしているのである。寛弘2(1005)年の実資は、白昼、道長が直衣姿で殿上に参入してきたことに眼を見張っていたが、前記のとおり寛仁元(1017)年の実資は、道長が東帯姿で殿上にいたことを訝しく思った。この10数年の間に、道長の直衣での殿上参入は定着して公卿たちも奇異に感じなくなっていたのである。院政期にはそれが慣例化していたことは、後述する『殿曆』のなかの忠実の装束をみれば明らかである。

殿上で直衣を着用したことが批判されたもう一つの例を見てみよう。『小右記』寛仁4(1020)年9月16日条に、「参内、…陽明門編代車二両立、(一両大納言齊信車、今一両不知、)往古不見事也、…齊信卿着直衣在殿上、大納言公任卿、参議道方・通任・經通同在殿

上、見余参入齐卿退、陽明門車并白昼殿上着直衣交坐上達部中等事太奇怪由示公任卿、答云、極奇事也、初出居御読経僧後、後又来殿上、不知物情歎云々」とあり、同20日条に「今日御当日、仍参内、宰相乗車後、陣頭無人、参上殿上、齐信卿着直衣居御読経僧後如例、足為奇、公任卿在殿上、齐信卿每御当日着直衣居僧後、公任卿再三傾奇云、諸人驚嘲遍満者」とある。

16日、後一条天皇が重病になったので、皇太子時代に春宮大夫として仕えた大納言齐信は急ぎ参内したのであろう。齐信は先輩にあたる大納言実資に陽明門前に粗末な網代車を停めてあるのを見咎められてしまった。また、齐信は直衣を着て殿上にいた。実資は明記してはいないが、他の居合わせた公卿たちは公任以下みな東帯だったのである。実資が来たのを見て齐信は退室したが、厳格な実資の厳しいまなざしに晒されるのがいやだったのであろう。齐信は直衣姿で殿上に現れる前、昼御座で天皇の病を平癒するための読経・加持祈禱を行う僧らの後に座して、直衣で見守っていた。病臥する天皇を僧らが読経・加持祈禱する場には東帯はふさわしくなく、直衣を着用すべきだと齐信は確信していたのである。4日後の20日に天皇が発作を起こしたときも、齐信は直衣を着て僧らの後に座していた。実資は、陽明門に網代車を乗り捨てていたこと、白昼に直衣を着て東帯姿の公卿に混じって座していたことを厳しく指摘し、公任に同意を求めた。公任は、「奇怪」であり他の公卿たちも「驚嘲遍満」だった、と答えた。そのような公卿たちの非難に晒されながらも、齐信は直衣姿で天皇の病悩を見舞っていたのである。

本章を小括する。①参内する時に、貴族たちは原則として東帯を着用する。②緊急事態が発生したときは(内裏焼亡など)、直衣を着して参内することも認められていた。③院政期、「直衣宣旨」を得た摂関は直衣で参内し、公卿が院使として参内するときも直衣だった。④「白昼」に殿上の間に参入する時は原則として東帯を着用し、直衣は公卿が殿上で宿直するときに着用した。白昼、直衣で殿上に参入した公卿は非難されたが、道長は摂関内覧の殿上直衣参入の先例をつくった。

## 2. 儀式・政務での装束

### 2-1. 東帯

平安時代には数多くの儀式・行事があり、儀式・行事・政務によって公卿・殿上人たちの装束も違う。

朝賀・御斎会などの大極殿の儀、節会などの紫宸殿の儀で列立・着座する際、貴族官人は全員、位袍の東帯であった。儀式書に東帯と明記している場合はすく

表 『西宮記』の儀式と装束

儀式・行事の名称	天皇の装束	公卿の装束
朝拜	礼服	礼服
讓位・立后・立太子・任大臣	位袍	東帯
正月七日白馬節会	位服	東帯
正月十六日踏歌	位服(直衣)	東帯
正月十七日射礼	位服	東帯
正月十八日賭弓	位袍	位袍
内宴	御服赤白橡	麴塵闕腋袍

ないが、それは通常の儀式において公卿・殿上人が位袍の東帯を着用して列立・着座するのが自明だったからである。表は『西宮記』のなかから公卿装束が明らかな儀式を例示したものである。

古記録で具体例をみると、『小右記』正暦4(993)年正月1日条に「幸八省、有朝拜、依 [ ] 不参入、伝聞、右大臣(重信、内弁云々)・大納言道長(奏賀)・伊周・中納言顕光・時中・道頼・参議惟仲以上礼服也」とある。実資は何かの障りで参内しなかったが、大極殿・八省院で行われた朝拜では、内弁の右大臣源重信、奏賀担当の権大納言道長ら7人の公卿が「礼服」を着用していたことを実資は「伝聞」している。『西宮記』(恒例第1正月朝拜)では「行列公卿職掌輩着礼服、余必不着」とあり、内弁・賀奏などの「職掌輩」だけが古式に則った礼服を着用し、他の列席公卿は通常の位袍の東帯だったのである。このように位袍の東帯を着用して列立・着座することが自明とされた恒例・臨時的儀式・行事・政務で、規定通りの東帯で列席している公卿・殿上人等の装束について、『小右記』など撰関期の古記録では、記載しないのが通例であった。

また『中右記』寛治5(1091)年3月27日条に「已刻許公卿以下東帯参集了、競馬」とある。前日26日、関白藤原師実が石清水社に参詣したが、供奉した公卿・殿上人は「騎馬」で服装は「衣冠」(前駆諸大夫は「布袴」)であったが、八幡宮の宿所で一泊した翌27日に八幡宮に奉納された競馬に参集したとき、公卿殿上人以下は「東帯」を着ていた。競馬の神前奉納という厳粛な場では、当然であるが東帯だったのである。

この年の『中右記』8月8日条に「今夕上皇(白河)自左府(源俊房)土御門亭遷御六条院、(修理之後、初渡御也)、御直衣、公卿・殿上人東帯、次中宮(媯子内親王)行啓、御輿、左右六府以下公卿・諸衛如例、天陰甚雨」とある。この日は白河上皇が土御門邸から六条院に移御する日で、上皇は直衣、公卿と殿上人は東帯を着用して供奉し、つづいて行われた中宮行啓にはそのまま東帯で供奉している。院御幸では公卿は直

衣（東帯を着る公卿もいる）、殿上人は衣冠か東帯のこと多く（たとえば『中右記』康和4（1102）年2月24日条、同年6月29日条）、この日はあとに中宮行啓が控えているので公卿全員が東帯で院の遷御に供奉したのであった。

このように院政期の古記録では、儀式における公卿・殿上人の装束記載が急に詳細になってくる。この点については今後検討したいが、すべての公式行事で東帯を着用することが必ずしも自明ではなくなり、東帯での内裏への奉仕と直衣での院への奉仕が混交し（前記した院使としての参内が直衣着用になったのもその表れ）、また儀式・行事によっては院の意思で公卿・殿上人の着用装束が指定されたりするようになったからと推測される。

以上、必ずしも適切な事例選択ではなかったかもしれないが、公式の儀式・行事では公卿・殿上人は原則東帯であったことをみた。『小右記』には「参内、着仗座」（正暦元（990）年9月2日条）、「参内、暫候陣」（長和2（1013）年7月19日条）、「参内、〈卯始許、〉比到陽明門、修理大夫〈通任、〉参会、相共参陣、匠作〈通任〉参上殿上、愚独候陣」（同年9月16日条）とあるように、実資は参内するとそのままひとりで、あるいは陽明門で一緒になった公卿とともに陣座に直行し、陣定に出席したり陣申文（申請決裁）をししたり、雑談したり、ひとりくつろいだりしている。前掲したように実資が陣定の予定があるから東帯を着て参内しようとしている例、また直衣を着て天皇御前で奉仕していた蔵人が陣座の公卿（上卿）から呼び出されたとき呼びに来た陣官を待たせて東帯に着替えて陣に参向する蔵人の服務規定<sup>6)</sup>から、公卿が陣座で政務（陣定・陣申文）を行う場合は、天皇との取次に当たる蔵人、上卿から指示を受ける弁・史らを含めてみな位袍の東帯であり、公卿たちが陣座でくつろいで談話するときも同じく東帯だった。

自邸でも東帯を着用して儀式を行うことがあった。『小右記』永延元（987）年正月1日条に「寅時許東帯、拜天地四方・属星及墓所、〈拜属星座、拜天地四方座、拜墓所座、始自今年所拜也、〉」とある。これは毎年正月朔日に行う自邸での実資の四方拜の記事である。自邸でも四方拜など厳粛な儀式で着用する服装は東帯だったのである。

## 2-2. 直衣

次に直衣を着用している記事を見てみよう。

『中右記』寛治5（1091）年3月16日条に、「内大臣（藤原師通）於関白（師実）殿六条水閣、被展曲水詩筵、…文人、公卿、〈左府・内府・民部卿・左大弁、以上直衣、〉殿上人、〈頭弁（季仲）・師頼朝臣（東帯、）・基綱朝臣

〈衣冠、〉・（源）道時朝臣・（藤原）兼実朝臣・予・（源）成宗・（藤原）為房〈東帯、〉・（源）重資朝臣〈東帯、〉・（平）時範〈東帯、〉・蔵人（藤原）友実、〈衣冠、青色、出衣、〉儒者、〈（菅原）是綱朝臣・（藤原）敦基朝臣・有信〈東帯、〉・（菅原）在良・（大江）公仲・（藤原）俊信・（藤原）実義、〉・文章生〈孝言朝臣、序者、〈東帯、〉宮内丞藤宗仲〉已上合廿六人、此外召（藤原）知房朝臣・（藤原）為隆・右大弁（藤原通俊）并（大江）隆兼、雖有其召、有故障不参也、文人之外、新宰相〈公、〉・政長朝臣〈衣冠、〉・有賢、依為管弦者有其召也、…今日歌楽雖有其式、依日暮不尺歟、又人々装束、公卿・殿上人直衣、文人等衣冠也、此中或有東帯之輩也」とある。

この記事は関白藤原師実の六条水閣で曲水の宴を行ったときの描写である。関白師実嫡子内大臣師通が関白邸で行った私的な行事であり、参加した人々の装束は記事末尾傍線部のように、公卿・殿上人は直衣を、文人は衣冠を着用したが、そのなかに東帯の人もいた。東帯の人たちは、頭弁藤原季仲・左中弁源師頼・左少弁藤原為房・右少弁源重資・五位蔵人平時範・講師藤原有信・序者惟宗孝言であった。儒者有信は講師、文章生孝言は序者という詩会での晴れの役目を務めるから、また頭弁季仲は饗饌の二献で勸盃を務めるから東帯だったのであろう。師頼・為房・重資・時範は、昼過ぎまで（曲水宴は未刻に人々参集）、内裏で弁また蔵人の勤務についていて着替える暇がなかったものと思われる。六位蔵人の友実が「青色」＝「禁色」の衣冠で来たのも、慌てて着替える余裕がなかったのだろう。

また、『中右記』寛治6（1092）年10月15日条に「今夜中納言中将殿（忠実）於左府（源俊房）土御門亭有五節定、殿下（師実）・左府・内府（師通）・大納言（宗俊）・新大納言家（藤原家忠）・治部卿、〈直衣、〉殿上人、〈宿衣、或東帯、三四人許、〉執筆右衛門権佐（藤原）知綱」とある。関白師実嫡孫中納言忠実の五節定が忠実舅源俊房邸土御門亭で行われたときの参加者のうち、公卿たちはみな直衣を着用して、殿上人たちは宿直あるいは東帯を着用していることがわかる。ここでの宿直は、宿直の服装である衣冠を指すと考えられる。この五節定も公卿家（ここでは摂関家）の私的な行事であり、公卿は直衣、殿上人は衣冠または東帯という構成は、曲水宴参加者の服装構成と同じである。

以上のことから、内裏での儀式、神社での儀式などで、貴族たちは原則として東帯を着用すること、関白邸や大臣邸の儀式では、自分の身分や便宜に応じて直衣や衣冠などを着用することが明らかになった。

### 3. 貴族の着替えの実態

1-1で、殿上での装束について、摂関期の左大臣藤原道長と院政期の権中納言藤原宗忠が、それぞれ殿上に参入する前に東帯を着替えていたことを紹介した。藤原道長と藤原宗忠が着替えた場所は「直廬」であった。摂政だけではなく、一般公卿も「直廬」を有していたのである。本章では着替えの場としての「直廬」(宿所)に注目して着替えの実態を検討してみよう。

#### 3-1. 内裏での貴族の着替え

『小右記』永祚元(989)年6月24日条の「或告云、皇太后宮自夜中許危急惱給云々、樋取案内、卯時許参入、先是公卿多被参入、被立種々大願、又於御前令剃童部頭、定覚阿闍梨年来籠居雲林院、差右衛門督道長・右大弁在国召遣、巳時許将来、即奉加持、右大将被参入、被命云、東帯可参入、可定諸社御幣使等者、即罷出、東帯参入、摂政下従台山、被参入、左大臣・右大将・新中納言・余従飛香舎相率着陣座」に注目しよう。

この日の夜、参議実資の許に、夜中から皇太后宮(藤原詮子)の病状が急変し危篤状態だとのお知らせがあったので、その事実を確かめたくて、午前6時ごろに皇太后直廬飛香舎に参入した。実資が着いたときにはすでに多くの公卿が参入していた。皇太后のために種々の祈願をし、臨終出家しようとする皇太后のそばで身代わりに児童を剃髪させ、権中納言道長らに定覚阿闍梨を雲林院に呼びに行かせ、午前10時ごろから定覚の加持がはじまった。そのとき権中納言藤原済時が参入して実資に、「東帯に着替えて陣座に参入するように。急ぎ諸社に皇太后平癒祈願の奉幣使定を行う」と命じた。実資はすぐに飛香舎から退出し、東帯に着替えてあらためて飛香舎に参入した。左大臣源雅信・済時・権中納言源伊陟・実資は飛香舎から陣座に移動した。

さて実資は皇太后直廬飛香舎に詮子を見舞うために参入したとき、東帯ではなく直衣だった。済時から陣定を行うから東帯に着替えるように指示されて退出し、東帯に着替えてから再度飛香舎に参入し、左大臣雅信・権中納言済時らと陣座に移動したのだが、実資は参内するときは東帯だったはずだから、皇太后を見舞うとき直衣に着替えて見舞い、陣定に参入するときまた直衣から東帯に着替えたことになる。実資はどこで着替えたのだろうか。前記したとおり100年後の権中納言宗忠が内裏内に「直廬」を持っていたように、参議実資にも「直廬」があったとみなければならぬ。

次に『小右記』寛仁元(1017)年11月9日条に、「今日巳二点、被立七社奉幣使、〈幸賀茂日無風雨霜雪之事也、〉余承行此事、仍早参、〈辰刻、〉只外記国儀

侍陣頭、問大内記義忠朝臣参不、申云、未参入、召遣了者、仰使々刻限以前可令催参之由、其後大外記文義朝臣参入、仰可催使々之事、左少弁経頼朝臣籠候御物忌云々、差隨身呼遣、隨身云、不束帯候殿上、経営退下宿所束帯者、不移時刻来」とある。

藏人弁(左少弁)藤原経頼は賀茂行幸の安全祈願のための七社奉幣使の一人に選ばれていたが、この日は経頼が天皇の物忌のため、前夜から宿衣で参籠していたので、東帯を着用せずに宿衣のまま殿上に居た。上卿大納言実資は使々を刻限以前に陣座前に召集しようとしたが、経頼参籠を知っていたので隨身に命じて呼びに行かせた。経頼は隨身に、急いで「宿所」で東帯に着替えて参上すると言付けし、時を移さず着替えて参上した。五位藏人には「宿所」という着替える場所があったことがわかる。

また、『中右記』嘉保元(1094)年10月24日条に「雖非当番供夕膳、而藏人宗佐依殿下仰云、人々樋可候宿者、仍宿仕、夕大盤了後、予与左京権大夫(源)俊頼朝臣・藏人兵部大輔通輔三人、脱束帯休息直廬、互以清談間、漸及亥刻大風頻吹、忽聞西陣方雑人走叫之声、而大風盛吹程、存成誼諱之由不驚之処、弥以大叫、三人出直廬見之、西陣方小屋等焼亡、火炎高盛、飛燼满天、則入直廬着衣冠走参御前」とある。この日、頭弁(右中弁)宗忠は非番にもかかわらず、閔白師通から宿直を命じられ、天皇の夕膳に奉仕したあと、殿上人源俊頼・五位藏人藤原通輔とともに「直廬」で「東帯」を脱いで雑談していた。すると、外で大騒ぎになっていたから三人は直廬から出て火事に気付き、すぐに直廬に入って「衣冠」に着替えて天皇の御前に走って参上した。宗忠は「東帯」で夕御膳に奉仕したあと直廬=宿所で宿直の三人はおそらく「布衣」でくつろいでいたが、火事と聞いて宿衣の「衣冠」に着替えて天皇御前に急行したのである。

この記事から、休憩中の藏人頭の宿所に殿上人や五位藏人が集まって布衣に着替えて談話していた実態がわかる。殿上人の宿所はどこだったのだろうか。ここで藏人头・五位藏人と同宿して雑談しているから、藏人宿所に合宿したのだろうか。しかしここでは仲間同士の寄合であるから、宿所は別に用意されていたのであろう。宿所の場所についてはあとでまとめて検討する。いずれにしても頭・藏人・殿上人は、彼らの宿所で状況に応じた装束に着替えて勤務についていたのである。

次に藏人の着替え実態について、藏人の勤務手引きである『侍中群要』からさぐってみよう。「第一 藏人初参事」に「臨深更随上臈命下直廬、脱装束、著宿衣、遂電昇殿、〈宿所合宿可然先達宿所、候小壁辺、近代

不脱袍) 早旦日給之後、下宿所著装束、早速還昇、頃之退出、…或随上臈気色退出、臨昏東帯帰参、宿侍如前、凡新藏人初参以後、及数日〈万天仁、〉早旦東帯退出、帰参時点以東帯、随貫首及上臈藏人氣色とある。新任藏人初参のときは、夜更けまで東帯を着て天皇への奏聞や陪膳などの勤務をしてから上臈=先輩藏人の命によって宿所で東帯を脱いで宿衣に着替えすぐさま殿上の間に昇って宿直し、早朝、日給簡に上日(上夜)を記入して貫って宿所に下がり、東帯に着替えてすぐに殿上の間に昇るといふ勤務を数日間続ける。数日後の早朝に藏人頭・上臈藏人の許可を得て東帯で退出し(自邸に帰り)、次回参内するときはまた東帯だった。

また「凡新藏人早速東帯爲善、就中貫首東帯時、先被東帯、於宿衣候殿上間、貫首東帯被参、登時退下、装束逐電営上」とあり、新藏人はすぐに東帯に着替える心構えをしておくのが善く、とりわけ藏人頭が東帯を着ているときは絶対に東帯を着ておくこと、殿上の間に宿衣にいるときに藏人頭が東帯で参内してきたら、ただちに宿所に退下して東帯に着替え急ぎ殿上の間に戻ること、という内規があった。

また「進退往反事」に「供御膳之後、宿衣之人不可昇殿、若於宿衣候御前之間、刻限既至供膳者、早從閑道退下、不可渡々殿之道、凡朝膳午一刻、皆以東帯」とあり、天皇の朝御膳のときには、藏人は全員東帯でなければならず、宿衣を着たまの人は殿上の間に昇ることはできなかった。宿衣を着て天皇御前に祇候していた藏人は、供膳の刻限になったら、目立たないようにこっそり宿所に退下しなければならなかった。

藏人が天皇御前で文書の奏下や陪膳に奉仕するときは、東帯であり、当然、参内・退出も東帯であった。宿直のときだけ宿衣だったのである。

このことと藏人に与えられる禁色勅許はどのような関係にあるのか。この点については別稿で検討したいが、藏人は天皇への日常的奉仕に禁色=青色の袍の東帯を着用することが許されていたと考えている。参内・退出時の東帯の袍が位色だったのか禁色だったのかはまだ未検討なので、今後調べたい。

### 3-2. 『殿曆』に見る藤原忠実の着替え

藤原忠実が書いた『殿曆』には、忠実自身が一日のなかで仕事に応じて服装を着替える記事が多くみられる。本節では『殿曆』にみえる忠実の着替え記事を中心に公卿たちが一日のうちに言う着替えの実態を検討してみよう。

康和5(1103)年11月24日条に「天晴、雖物忌参内、依宇佐奉幣也、〈使侍從(藤原)実明、帥男(藤原)季仲)也、〉着直衣、巳刻参内、則参御前、頃之御湯殿、次主上令着御直衣給、〈サケナヲシ、〉此間殿上人等神宝

を置石灰壇、余此間見之、置了後余参朝干飯方、申案内、主上御覽神宝、余此間候御前、御覽了殿上人等同取出了、次御馬御覽、官人二人取口、頭中将顯実朝臣候簀子、三度廻了引出了、余下宿所、着東帯参御前、余着殿上、御祓次第如常、御祓了入御、次卷御簾召使、主上仰云、詞如常、使退間、自殿上々戸五位藏人為隆取御装束給使、使下自長橋拜舞、了退出、余下宿所、着直衣参御前、退出了」とある。

内覧右大臣忠実は宇佐奉幣の事によって参内した。この時期には摂関は「直衣宣旨」を得て、直衣での参内が許されており、忠実も直衣で参内した。直衣姿のまますぐに天皇御前に参り、堀河天皇の御湯殿での湯浴みに祇候し、湯から上がった天皇が「下げ直衣」(ガウン式に羽織るだけの着方)で天皇のプライベートルーム朝干飯間にいるあいだ、殿上人が宇佐神宝を石灰壇に置いた。それを見届けて、忠実は朝干飯間に参り、天皇に神宝が到着したことを申すと、天皇は石灰壇に来て神宝を御覧した。忠実はそれをそばで見守った。御覧が終わって殿上人が神宝を持ち去ってから、天皇は御馬を御覧した。そのあとの天皇御祓では忠実は席を外して宿所に下がって東帯に着替えて「殿上」で待機し、天皇御前に参上した。御祓が終わって天皇が神宝使を謁見し、装束を賜与された神宝使が退出すると、忠実は宿所に下がって直衣に着替えて御前に参上してから退出した。忠実は、参内するときは東帯ではなく、摂関家に特権的に認められた「直衣」で、宇佐神宝使発遣を前にした天皇の神宝御覧・御馬御覧までは「直衣」姿で立ち会い、そのあと「宿所」で「東帯」に着替えて御祓後の神宝使謁見のときは東帯で祇候し、儀式終了後は宿所でふたたび「直衣」に着替えて御前で天皇に挨拶して退出したのである。

このように、内覧忠実は参内・退出、殿上での待機、沐浴・神宝御覧など天皇の内々の儀の見守りでは「直衣」、天皇の神宝使謁見・発遣の公式行事では「東帯」で参仕している。着替えの場は宿所であった。

また永久3(1042)年12月27日条に「天晴、今日弓場始也、未刻許着直衣向東三条、頃之参内、未上達部・殿上人一人不参、頃候朝干飯、此間主上如例着舞装束御坐北面、申刻許下宿所着東帯、此間内府被参、及秉燭参御前…事了余着直衣退出、内府同相伴」とある。この日は弓場始であった。午後2時ごろ、関白忠実は直衣を着用して摂関家本宅東三条第に寄って、そのまま直衣姿で参内した。前記のとおり摂関には直衣で参内する特権があった。公卿殿上人は誰も(殿上の間に)来ていなかったため、忠実がしばらくして朝干飯間を覗いてみると、幼い鳥羽天皇は例の通り舞装束を着ていた。午後4時ごろ、忠実は宿所に下がり東帯に着替

えている間に、内大臣師通が宿所にやってきた。忠実は夕暮れに東帯で御前に行き、弓場殿に出御する天皇の東帯の下襲の裾を持って供奉した。天皇の弓場始の競技観覧が終わって天皇が還御すると（忠実は天皇の下襲の裾を持って供奉しただろう）、忠実は宿所で直衣に着替えて師通と共に退出した。

このように関白忠実は、参内・退出および殿上では「直衣」であったが、弓場始での天皇の出御・御覧・還御に供奉するときは「東帯」であり、直衣から東帯、東帯から直衣への着替えは「宿所」で行ったのである。

以上の二つの例から見るとおり、関白（内覧）忠実は参内・退出、殿上での待機、天皇の内向きの儀の見守りでは「直衣」、天皇の公式の儀に供奉するときは「東帯」を着用し、その着替えの場は「宿所」（直廬）だったことがわかる。直衣での参内・退出は、直衣宣旨で特別の勅許を得ていたからであった。

ところで忠実が直衣ではなく、東帯で参内したようにみえる事例がある。

A 康和5年11月17日条

酉刻許着東帯参御前、…則着陣内座、…退出向宿所、亥刻許着直衣参御前、退出、

B 長治2年3月9日条

…余朝間不参御前、余今日物忌也、雖然依公事参内、午時許威徳参宮（篤子）御方、同刻許雨頗宜、未時許着東帯参御前、〈櫻下襲、紺地平緒〉此間御視、了余進殿上、…申時許事了渡北陣、齋御覧、余下宿所、着直衣退出、

C 天永元年5月17日条

午刻許着東帯参入、講始程予着座、説経問予起座下宿所、着直衣参院、数刻後退出、

D 天永2年11月1日条

今日平野御拜也、余巳時許参御前、〈東帯〉御拝儀如常、上卿治部卿（源）基綱遅参之間、及酉刻許事了、着直衣参院（白河法皇）候御前、数刻之後退出、明日依物忌神馬使召籠、乗尻・馬等不籠之、

これらの事例は一見東帯で参内したように見えるが、「参内」の文言はなく、御前や后宮御方に「東帯」を着用して「参入」という記事である。子細に見ると、A～Dともに忠実は前日に参内して「宿所」で参籠しており、当日の東帯での参入は、宿所で直衣から東帯に着替えていたことがわかる。東帯参内のように見えるこれらの記事は、内裏内の宿所からの参入であり、忠実が自邸から東帯で直接参内した記事を見いだすことは困難である（後掲記事は中宮御視に東帯で供奉してそのまま参内した例である）。直衣宣旨を受けている忠実は、直衣で参内・退出していたのである。

その日に性格の異なる行事が相次ぐ場合、一日に何

回も着替えることがある。『殿暦』天仁2年（1109）6月29日条に「今日中宮御堂供養也、仍有行啓、丑刻許予着東帯参入、遅参問京極二条辺参、入御後参内、於宿所賀茂行幸之有舞人定、〈頭（藤原）為房定之、〉了予着直衣参院、退出、申刻許着東帯、〈不着釵、〉参中宮御堂、供養如常」がある。この日は中宮篤子内親王の御堂供養行啓があり、忠実は東帯を着て中宮に参入したが間に合わず二条辺りで追いつき、中宮が御堂に入御したあと東帯のまま参内した。宿所で東帯のまま賀茂行幸舞人定を行い、その後、（宿所で）直衣を着替えて参院（白河院）し、退出後、（自邸で）東帯に着替えて中宮御堂供養に参列した。ここでは忠実は自邸を東帯姿で出ているが、それは中宮行啓に供奉するためであった。

また嘉承2（1107）年3月6日条に「巳時着直衣参御前、次参院御方、…午刻許下宿所、及乗燭着東帯参御前、…余下宿所、依召着直衣参御前、於北面御所乱行有御遊」とある。前日、関白右大臣忠実は、白河上皇の鳥羽殿への堀河天皇行幸に「東帯」で供奉し、そのまま宿所に泊まった。この日忠実は「直衣」でまず天皇御前に、ついで白河院御方に参入して院に拝謁し、また御前に戻って天皇に拝謁し、午刻に宿所に戻った。夕方に「東帯」に着替えて天皇御前に参入し、殿上で行われた和歌会に参加した。和歌会が終わったあと、忠実は宿所に下がったが、また天皇から召しがあり、今度は「直衣」を着て御前に参り、北面御所の御遊に加わった。このように忠実は一日のなかで何回も宿所で着替えを行っている。

永久元（1113）年閏3月16日条に「辰刻許召陰陽師（賀茂）家榮、祓三度、其後参内、〈着直衣、〉於宿所着衣冠、書宸筆宣命、〈清書也、〉草式部大輔（菅原）在良草之、清書了余着東帯参御前」とある。伊勢公卿勅使発遣のこの日、咳病で調子が悪かった摂政太政大臣忠実は、内御物忌に参籠しなかつたこともあって、陰陽師に祓をさせてから「直衣」で参内し宿所で「衣冠」に着替えて宸筆宣命を清書した。宸筆宣命の清書（天皇の代筆）には、私服の直衣ではなく略装とはいえ公服の「衣冠」でなければならぬという認識が忠実にはあったのである。清書が終わると忠実は、こんどは「東帯」に着替えて鳥羽天皇御前に参入した。天皇はすでに神宝御覧・御馬御覧を終えていたので、忠実は宣命草と清書を奏し、それから天皇は摂政忠実の介助を得て公卿勅使発遣の儀を滞りなく行った。

以上、本章では忠実以下公卿・殿上人は、内裏内に「宿所」をもち、「東帯」（頼通以後の撰関は「直衣」）で参内したあと、「宿所」でその日に関与する行事・政務・儀式にあわせて「東帯」から「直衣」へ、直衣か



らまた「束帯」あるいは「衣冠」へと着替えて行事に参加したことを明らかにすることが出来た。

#### 4. 直廬（宿所）について

これまで述べてきたように貴族たち（摂関・公卿・殿上人・藏人）は内裏内に自分の直廬（宿所）をもっていた。直廬について、辞書では「皇親や摂政・関白・大臣・大納言等が宮廷内に与えられた個室。休息・宿直、私的な会合に用いられたが、摂政の場合には、ここで官奏・礼服の閲覽、叙位・除目等の政務を行った<sup>9)</sup>。」と説明されているように、摂関の直廬についてはよく知られている。しかし摂関や藏人だけでなく、公卿や殿上人にも直廬（宿所）があったことは、本稿で紹介した事例からも明らかである。

直廬の所在場所については、『西宮記』「所々事」に、宿所〈大臣・納言宿廬、職曹司也、見国史也、〉／一大臣宿所、〈在宣陽殿東庇、〉／左大将宿所、〈在宣陽門内廊南、〉／右大将宿所、〈在陰明門内東廊、〉／左右中将宿所、〈在玄暉門内東西、〉／右将監宿所、〈在宿所宿良、〉／兵衛督宿所、〈在本陣、〉佐宿所、〈在玄暉門内左右、〉／頭宿所、〈在宿所舍北端、〉有二人之時一人、〈在作物所北、相職以左兵衛陣北為宿所、〉／藏人五位、在同舍南面、六位、西面、とあり、「内裡図」<sup>10)</sup>に所在場所を明示している（ただし左右中将宿所は玄暉門内東西に記していない）。これらの直廬は、『三代実録』貞観13（871）年4月18日条に「又陛下不許臣就私第。賜直廬於禁中」とあるように、天皇から賜与された。

摂関（内覧）の直廬については、9世紀の良房から10世紀中葉の実頼までの摂関または藤原氏の筆頭公卿は、職御曹司を直廬としていた<sup>11)</sup>。良房の場合、「先是、太政大臣（良房）賜直廬於禁中、常留不出」（『三代実録』貞観14（872）年4月1日条）、「出自禁中直廬在私第」（同3月7日条）とあり、天皇から「禁中」に「直廬」を賜り常駐しているが、「禁中」とは内裏のことであるから、良房は職御曹司だけでなく内裏にも直廬を賜っていたとみてよい。基経の場合、「太政大臣直廬、〈以職院為直廬〉」（同元慶5（881）年2月21日条）、「太政大臣職院直廬」（同仁和2（886）年正月2日条）とあり、職御曹司を直廬としていたが、一方で「侍紫垣於直廬」（同元慶6（882）年正月28日条）とあるように内裏にも直廬をもっていた。良房・基経の禁中直廬の場所は、『西宮記』「所々事」の「一大臣宿所〈在宣陽殿東庇〉」とあるように、公卿座・議所・上官侍（弁・史・外記らの控室）など太政官関係空間である宣陽殿の東庇だったのかもしれない。

実頼より以後の摂関は、姉妹または娘の后宫の直廬を自身の直廬とするようになり、道長は一条中宮彰子・三条中宮研子の直廬であった飛香舎（藤壺）を直廬としていた。師実や師通、忠実も娘または養女の直廬を自身の直廬としていたものと思われる。彼らはこれらの直廬でくつろぎ、宿泊し、他の公卿殿上人を招いて談話し、そして次の儀式に適合した服装に着替えをしたのであった。

公卿が、左右近衛大将・宰相中将、左右衛門督・左右兵衛督を兼官している場合、前記『西宮記』「所々事」にあるとおり、それぞれの衛府の陣（諸門の脇の詰所）に直廬があった。

それでは武官ではない公卿の場合はどこだったのだろうか。3-1でみた永祚元（989）年6月24日、参議実資が直衣から束帯に着替えた場所、1-1でみた嘉承2（1107）年5月23日、権中納言宗忠が直衣から束帯に着替えた「直廬」はどこだったのだろうか。私は「宣陽殿東庇」ではなかったかと思う。実頼より以後の摂関は飛香舎など姉妹や娘の御在所を直廬にするようになっていたから、宣陽殿東庇が摂関の「禁中直廬」として使われることはなくなった。武官ではない公卿（大臣・大中納言・参議）の直廬（「宿所」）は、公卿座・議所・上官侍など太政官関係空間である宣陽殿の東庇だったと考えたい。

藏人头・藏人の宿所は、『西宮記』「所々事」に「頭宿所、〈在宿所舍北端、〉有二人之時一人、〈在作物所北、相職以右兵衛陣北為宿所、〉／藏人五位、在堂舍南面、六位、西面、」とある。「内裡図」には藏人所が置かれた校書殿の西に位置する「藏人所町屋」北廂を「頭宿所」としており、「宿所舍」＝「藏人所町屋」が藏人头の宿所だったことがわかる。藏人头が2人いるときは、源相職が頭に補任された天慶4（941）年以降は陰明門（右兵衛陣）北舎がもうひとりの宿所であった<sup>12)</sup>。それ以前は内裏南西隅にある作物所の建物の北部分だった。

五位藏人・六位藏人の宿所は、「堂舎」南面と西面とするが、「内裡図」には「藏人所町屋」に「藏人宿屋」の記載がある。六位藏人の宿所については『侍中群要』に「宿所合宿可然先達宿所」とあり、新藏人は上臈藏人の宿所（西廂をいくつかの部屋に仕切っているのか）に「合宿」したようだ。このように藏人头・五位藏人・六位藏人は彼らの「宿所」で休憩・宿泊・着替えを行っていたのである。

殿上人の宿所はどこだったのか。3-1でみた藏人头・五位藏人・殿上人の同宿は談話のための寄合だから、殿上人にも独自の宿所があったはずである。私は、校書殿の北に張り出し、小庭を挟んで清涼殿の殿上の

間と対面する「下侍」ではなかったかと考える。『禁秘抄』<sup>(13)</sup>は「下侍」が四面畳敷きで炭櫃があり「侍臣乱遊所」であったとし、藤原定家の『明月記』には、「参内、昇下侍、雅親・教成等朝臣、在此辺」（建久9（1198）年正月7日条）、「昇下侍暫坐、人々漸参集」（同9日条）、「（行幸）、予還下侍、帶弓箭、参御殿」（同6月13日条）などがある。下侍が侍臣＝殿上人が集まり着替えをし（ここでは弓箭だが）、「乱遊」する空間であったことがわかる。殿上人の「宿所」ではなかったかとする理由である。

## おわりに

本稿では、正装の束帯で参内・退出する平安貴族が、勤仕場所（御前・殿上・陣座）・勤仕内容（儀式・行事・祇候・宿直）に応じて、束帯から直衣・衣冠へ、直衣・衣冠から束帯へとしばしば着替えを行っていたこと、着替える場所は内裏内のそれぞれの「直廬＝宿所」だったことを論じた。撰関（内覧）の直廬が后妃殿舎、藏人の宿所が藏人所町屋北庇（頭）・西廂（五位六位）であることは知られているが、本稿では公卿は宜陽殿東庇を、殿上人は校書殿北「下侍」を宿所としていたと推定した。

しかし本稿では、公卿・殿上人・藏人の天皇御前での奉仕形態と装束の関係（どんな場合どういう装束か）、天皇御前での内々の行事（内宴や御遊、遊宴や野行幸）における装束について、着替えと関連づけてほとんど検討を加えることができなかった。これらの論点については、公卿・殿上人・藏人の束帯・衣冠・直衣と禁色勅許・雑袍勅許の具体的関係とも絡めて、次の課題として取り組みたい。

## 【脚注】

- (1) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について」（『古代文化』49巻11号1997年）3頁～13頁
- (2) 北村哲郎『日本服飾史』（衣服生活研究会 1973年）、近藤好和『装束の日本史』（平凡社 2007年）、佐多芳彦『服制と儀式の有職故実』（吉川弘文館 2008年）第一部第一章「朝服」と「束帯」一用例からみた平安初期公家服制」1頁～24頁、同「平安初期の公家服制について―束帯姿成立の背景―」（『立正史学』110号 2011年）52頁～75頁、増田美子『日

本服飾史』（東京堂出版 2013年）。本稿の概説的記述は、これらの論文に負うところが多い。

- (3) 小川彰「禁色勅許の装束について」（『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館 1990年）416頁～432頁
- (4) 佐藤早紀子「平安中期の雑袍勅許」73頁～92頁（『史林』94巻3号、2011年）
- (5) 中井真木「中世前期の直衣始について」（『史学雑誌』121編1号 2012年）107頁
- (6) 最近ではたとえば近藤好和『装束の日本史』（平凡社 2007年）は、雑袍勅許を冠直衣での参内許可とみている。（154頁）
- (7) 「平懐」について『日本国語大辞典』は、「①ふだん思っていること。平素の考え。またそれを述べること。②無遠慮なこと、敬意がないこと。」をあげ、①の意の用例として『小右記』本日条をあげているが、『小右記』の「涉〇〇」の用法は「頗涉斑駁」（永延元年（987）1月1日条）、「多涉濫吹」（長和2年（1013）7月29日条）、「事涉狂乱」（長和3年（1014）1月27日条）、「頗涉荒涼」（長和5年（1016）5月13日条）など、批判的な文脈で使用されており、②の意が適当と考える。
- (8) 『侍中群要』「第二 出陣事」に「凡上卿於陣召藏人之時、官人（陣官）来告召、藏人参向、（若未束帯、暫留官人束帯、了共参）、至陣腋」とある。
- (9) 『平安時代史事典』（角川書店 1994年）
- (10) 『新訂増補故実叢書』38巻（明治図書 1993年）
- (11) 岡村幸子「職御書司について」（『日本歴史』582号 1996年）1頁～17頁
- (12) 源相職の藏人頭在职期間は天慶4年（941）3月15日から同6年4月9日までであった（「藏人補任」）。
- (13) 『禁秘抄考証』（『新訂増補故実叢書』22巻所収 明治図書 1977年）

## 【主要参考文献・論文】

（脚註に掲げた文献以外の参考文献）

- 中井真木「直衣の定義の変遷と語義説：宿直の衣から常の服へ」（『Waseda Global Forum』No.11 2014年）
- 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館 1998年）
- 増田美子『日本衣服史』（吉川弘文館 2010年）
- 山中裕・鈴木一雄編『平安時代の信仰と生活』（至文堂 1994年）